平成２８年（フ）第２６４号
奈良県北葛城郡広陵町大字大塚511番地36
債務者　山下　史織
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１７号
奈良県橿原市北越智町345番地　桃寿園
債務者　成年被後見人　富山　節子
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１０５号
広島市安佐北区可部８丁目15番20－５－203号
債務者　いやしのｃａｆｅ　ａｒｏｍａこと旭奈　里恵
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１９号
広島市西区己斐上３丁目18番36－203号
債務者　小林　明美
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１号
長崎県壱岐市石田町本村触568番地
債務者　中村　雅一
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２９年（フ）第３号
熊本県天草市天草町高浜南2697番地、前住所熊本県熊本市中央区紺屋町２丁目20番地プレイズ紺屋603号室
債務者　島田　清華
1　決定年月日時　平成29年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
熊本地方裁判所天草支部

平成２９年（フ）第６号
鹿児島県大島郡喜界町大字湾1731番地
債務者　川尻　照基
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２９年（フ）第４５号
佐賀県小城市三日月町長神田136番地25
債務者　牧瀬　敏美
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０号
新潟市西区坂井東３丁目18番21号１
債務者　伊藤　トモ
1　決定年月日時　平成29年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０号
新潟市中央区礎町通５ノ町2259番地４　カーサ礎709号、前住所新潟市中央区南笹口１丁目１番20号　新潟駅南ハイツ404号
債務者　佐藤佐由美
1　決定年月日時　平成29年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１号
新潟市西蒲区井随1005番地
債務者　桑原　健太
1　決定年月日時　平成29年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２号
新潟市西区内野町832番地２
債務者　田中　静香
1　決定年月日時　平成29年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３４号
新潟市中央区上沼704番地２　プランタン石沢Ⅲ210号、前住所新潟市中央区古町通２番町542番地　コーポミカヅキ205号
債務者　小田　康子
1　決定年月日時　平成29年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０２２号
名古屋市天白区大根町73番地　第二要ハイツ２Ｂ
債務者　酒井　　睦
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２３号
名古屋市北区上飯田南町４丁目１番地　市営上飯田南荘６棟521号
債務者　森本　史子
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３９号
佐賀市鍋島町大字蛎久107番地　有料老人ホーム青空208号室
債務者　片渕　一之
1　決定年月日時　平成29年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１３号
青森県南津軽郡田舎館村大字田舎舘字東田227番地、旧住所青森県弘前市大字樹木２丁目２番地４　ヴィラ・セレネ102号
債務者　工藤　絵美（旧姓松岡）
1　決定年月日時　平成29年２月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
青森地方裁判所弘前支部